

うなぎ養殖共済

災害に備え！ 養殖業の経営安定に！



漁業共済組合・全国漁業共済組合連合会

① 「ぎょさい」制度は

- 漁業・養殖業の経営安定を目的に「漁業災害補償法」に基づき実施されている制度です。
- 国の重要な災害対策を担っていることから、国などが共済掛金の補助を行っています。
- 「ぎょさい」制度を利用できるのは、漁業協同組合※（共済組合に出資）に所属している方です。
※漁業協同組合の定款に「共済のあっせん」「事務委託」の項目がなければ追加変更が必要です。

② うなぎ養殖共済は

- 本養殖中（分養後など）の「にほんうなぎ」（シラスウナギは対象外）が共済責任期間中に死亡、滅失、逃亡した場合の損害を補償する制度です。
- 共済責任期間（契約期間）は、標準的な経営において養殖を開始する日から終了する日までとして共済組合が指定した期間です。
- 契約の申込は、うなぎ養殖業の許可を受けている事業場ごとに、同一漁期に池入れしたにほんうなぎの全尾数を漁協を通じて申込ます。
- 契約数量は、最初に予定数量で申込み、その後選別などで数量が把握できたら精算します。
- 共済事故は、台風・地震・津波などの自然災害や病害などの事故原因による損害が対象です。
- 同一の事故原因により直前数量の15%以上の損害が生じた場合に共済事故となります。
- 1尾当りの**共済単価**に契約数量を乗じて補償の基準となる「**共済価額**」を算定します。

$$\text{共済価額} = \text{共済単価} \times \text{契約数量} \quad [\text{共済単価} \cdots 1 \text{尾当り } 700 \text{円}]$$

③ 補償の方式

【てん補方式の選択】

- 対象となる事故原因を全てみる「通常てん補方式」と、疾病による事故原因は除く「全病害不てん補方式」がありますのでどちらかを選択してください。

てん補方式（○：対象）	死亡（疾病）	死亡（自然災害）	逃 亡
通常てん補方式	○	○	○
全病害不てん補方式	×	○	○

【共済事故の判定割合の選択】

- 共済事故は、損害数量が直前の養殖数量の15%（判定割合）以上の場合ですが、「低損害てん補特約」を選択すると10%以上の場合となります。ただし、共済掛金は高くなります。

【契約割合(共済金額)の選択】

- 共済事故になった場合、損害額の何割を補償するかを決める「**契約割合**」を選択して頂きます。
- 契約割合により共済掛金と共済金の算定基礎となる「**共済金額**」が決まります。

$$\text{共済金額} = \text{共済価額} \times \text{契約割合}$$

④ 共 済 掛 金

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{掛金率}$$

- 共済掛金率は、短期と長期の区分に分かれます。

短期：責任期間の終了日がふ化の年の 翌年の 12 月 31 日以前

長期： // 翌々年の 1 月 1 日以後

- 共済掛金率は、てん補方式（通常てん補又は全病害不てん補）ごとに定められています。
- 低損害てん補特約を付した場合の共済掛金率は、10%割増になります。
- 共済掛金は、分割支払が可能な場合があります。
- 共済掛金は、全額損金(必要経費)算入できます。
- 共済組合の事務費等に充当するため、別途附加掛金を頂きます。

※ 選択した契約内容（てん補方式、特約、契約割合）によって共済掛金が異なります（詳細については、共済組合にご確認下さい。）。

⑤ 国の共済掛金補助

$$\text{補助額} = \text{共済掛金} \times \text{補助率} (\text{契約割合} \leq \text{補助限度率})$$

- 共済掛金の国庫補助率は、契約したニホンウナギの放養尾数に応じて定められています。

【国の掛金補助率】

責任期間中の放養尾数	補助限度率	補助率	最低契約割合	補助を受けられないもの
7万5千尾未満	75%	1 / 4	30%	放養尾数が 30 万尾(漁協又は生産組合の自営の場合は 150 万尾) 以上のもの
7万5千尾以上 15 万尾未満	65%	1 / 6	30%	
15 万尾以上	60%	1 / 8	30%	

※ 補助限度率を超える契約割合の部分は補助対象となりません。

※ 30%以上の契約割合でなければ国の補助は受けられません。

⑥ 共 済 金

【共済金が支払われる場合】

- 同一の原因による損害割合(損害数量/事故発生直前数量)が 15%以上となった場合に共済事故の対象となります。ただし、低損害てん補特約を締結した場合は 10%以上の場合です。
- 全病害不てん補方式で加入したときは、疾病による死亡では共済金は支払われません。

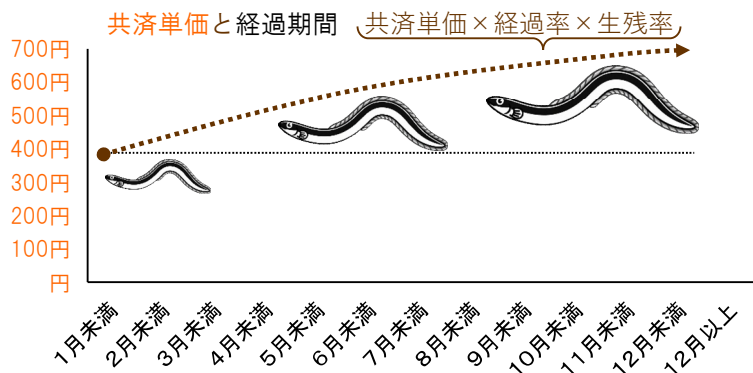


共済金の支払対象と
ならない損害

- 戦争その他の変乱による損害
- 盗難による損害
- 汚水、廃液その他養殖生物に有害な物の遺棄・漏せつによる水の汚染によって生じた損害
- 契約事業場以外での損害
- 契約者自身の行為（重過失のあるものに限る。）による損害

$$\text{共済金} = \text{損害数量} \times \text{共済単価} \times \text{経過率} \times \text{生残率} \times \text{てん補率 (80\%)} \times \text{契約割合}$$

共済単価…一尾当り 700 円



●**経過率**: 共済責任期間の開始日から事故発生日(経過期間)までに経費を投下した標準的な割合で、共済責任期間の終了日を 100%(最高)として、経過期間に応じて定められています。

●**生残率**: 事故発生日から共済責任期間の終了日(未経過期間)までの養殖対象種の標準的な生残割合で、共済責任期間の終了日を 100%(最高)として、未経過期間に応じて定められています。

「ぎよさい」に加入してから守っていただく大切なこと

- 共済契約に関する事項で国への許可申請や実績報告についての情報の提供に協力して下さい。
- 死亡数量、出荷数量、移し替え等による養殖数量の増減を養殖日誌等に必ず記録して下さい。
- 池入れ漁期の異なるにほんうなぎは漁期ごとに数量が把握できるようにして下さい。
- 養殖環境や養殖の方法等に変更が生じたときは、漁協又は共済組合に速やかに連絡して下さい。
- 通常と異なる死亡や突発的な事故が発生したときは、速やかに漁協又は共済組合に連絡すると共に、被害が発生したときは、損害状況が分かるように必ず写真を撮影して下さい。
- 疾病等による死亡は、原因を確定するため必要に応じ水産試験場等で検体検査を行って下さい。
- 養殖数量の確認や損害査定のために現場確認を行う場合は協力して下さい。
- 共済組合が養殖状況・販売状況等について報告や必要書類の提出を求めたときは、速やかに報告・提出して下さい。

こんな時には、共済金の全部又は一部が減額されることがあります

- 上記の事項が守れないとき。
- 通常行うべき養殖努力が行われていないとき。
- 過去と契約年の養殖方法が大幅に異なるとき。
- 長期にわたり養殖をしなかったとき。
- 共済金が 1 万円未満のとき。
- その他、共済規程で定める免責事項に該当するとき。

詳しくは、漁協又は共済組合にお問い合わせ下さい。


URL:<http://www.gyosai.or.jp>

ぎよさい 検索 